

国指定史跡
盛岡城跡
保存管理計画

【概要版】

平成24年3月

盛岡市

I. 計画の目的と背景

1. 保存管理計画の目的と必要性

(1) 保存管理計画策定の目的

保存管理計画は、史跡等を適切に保存し次世代へと確実に継承していくため、史跡等の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針・方法・現状変更等の取扱基準の策定等を目的としている。

この考えに基づき、本計画書は、盛岡の貴重な文化遺産である「盛岡城跡」の価値及び構成要素について、史跡指定地内に存在する石垣・堀跡等の遺構や工作物の由来を現在の状況と照らし合わせながら明確にし、その歴史的環境を保存・管理していくための適切な現状変更の取扱基準等を定めることを目的とし、併せて将来的な史跡の保存整備（石垣修復等）や公園整備に向けた基本方針を策定し、盛岡城跡の積極的活用を図るための指針とするものである。

(2) 保存管理計画の必要性

盛岡城跡は、城下町形成の要であり、現在の中心市街地の形成・発展の原点である。また、洗練された縄張りとし、雄大かつ優美な石垣が残る近世史上重要な史跡であるとともに、市街地の中心部にある緑豊かな公園として、多くの市民に親しまれている。

また、史跡指定地に隣接する旧県立図書館建物を活用した「もりおか歴史文化館」が平成23年7月に開館するなど、中心市街地の賑わい創出に寄与するものとして期待されている。

その一方、史跡現状変更の明確な基準がなかったため、大規模な史跡整備・公園整備等、現状変更を計画的に推進できないほか、明治期に改変された遺構の取り扱い方針等を示すことができなかった。

また、石垣の^{はら}孕みが進行している箇所があり、地震等で石垣崩壊の可能性を有している箇所を擁しているほか、史跡指定地の一部に所在する商業地では、建物の老朽化が進行しているものの、具体的な対応方針を示せない状況にあること等から、保存管理のための計画を早急に策定する必要がある。

(3) 計画対象範囲

当保存管理計画の対象範囲は、昭和12年（1937）4月17日に指定された、史跡盛岡城跡の範囲内とする。

II. 史跡の概要

1. 盛岡城跡の概要

(1) 史跡の位置と地形

本市は、北上盆地を貫流する東北地方最大の河川である北上川と、奥羽山脈を水源とする雫石川、北上高地を水源とする中津川、築川等が交わり、岩手山や姫神山等の象徴的な山並みを中心市街地から見る事ができる水と緑に囲まれた都市である。

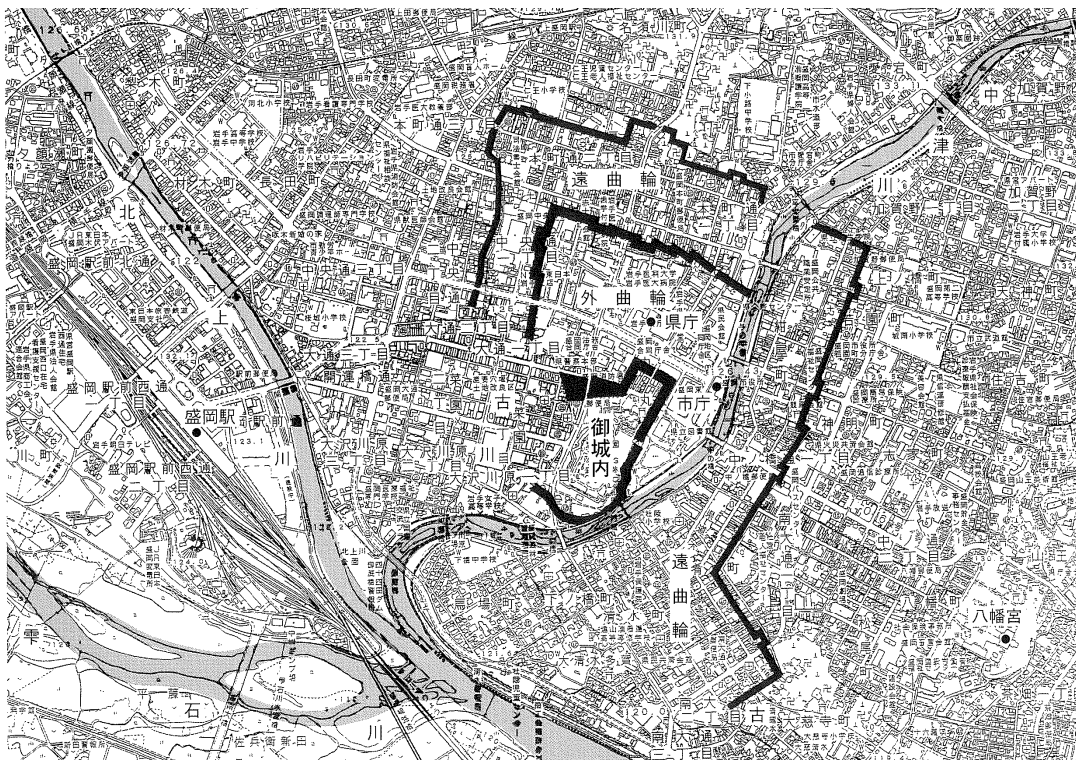
史跡盛岡城跡は市街地の中心部である内丸に所在し、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）盛岡駅から東に約1.2キロメートル、徒歩で約25分の場所にある。

(2) 城郭の構成

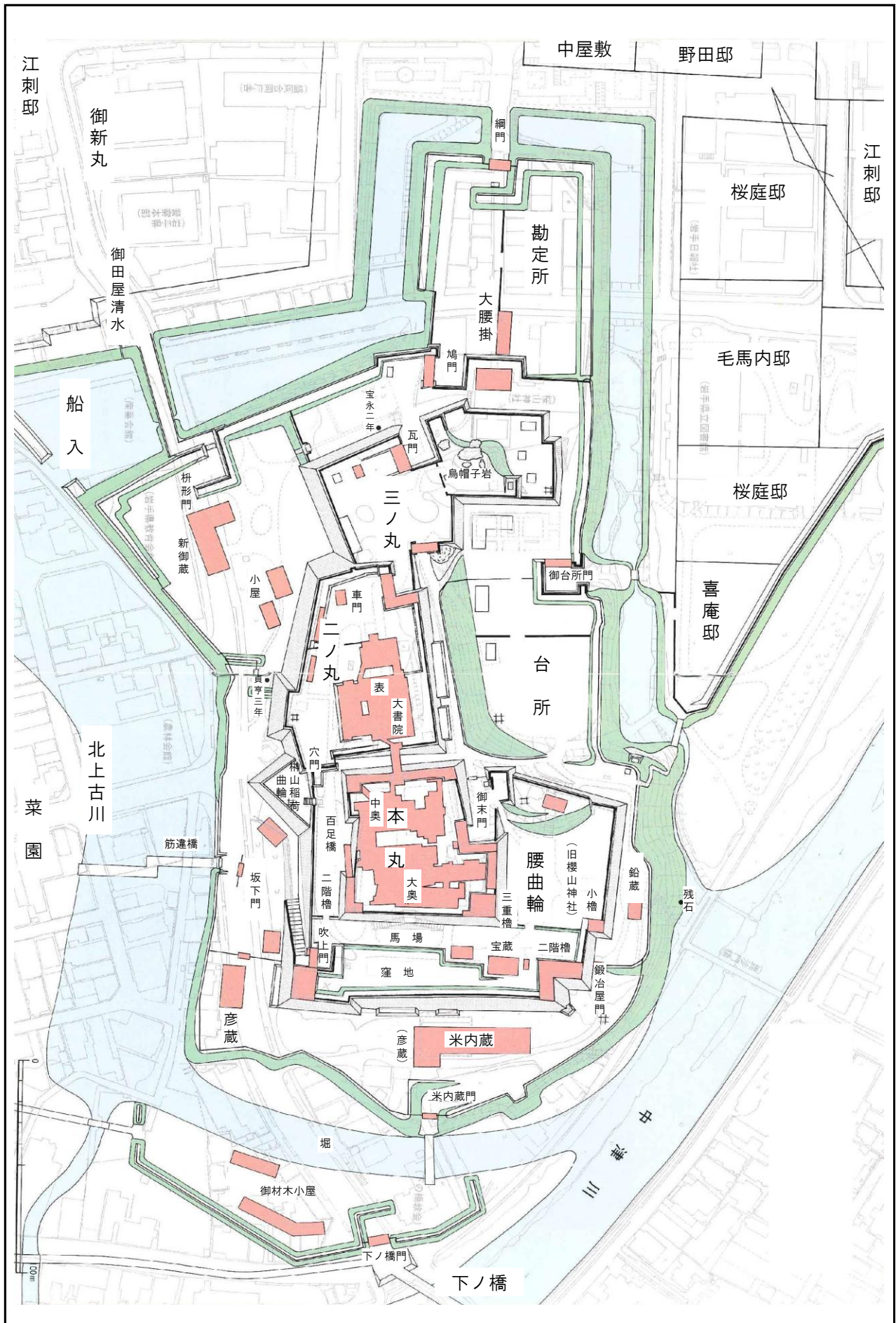
盛岡城の基本構成は、内曲輪（御城内）を旧北上川と中津川の合流点に突出した小丘陵に配置し、内曲輪の北側を囲むように水堀を巡らせ、南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を設けている。さらに外側に一条の^{るいごう}塁濠を巡らし、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪（総構え）を配置、内曲輪を要とする^{ていかくしき}梯郭式の縄張を呈している。

遠曲輪の内外は町人や諸氏の屋敷地となっており、曲輪の縁辺には^{そうもん}惣門が設けられていた。また、城下から諸街道への出口には^{ますがた}枡形が設けられ、その内側に組丁と呼ばれる足軽同心の屋敷地が配置されており、出入りを管理していた。

内曲輪に関しては、本丸・二ノ丸・三ノ丸・腰曲輪・下曲輪などから構成され、丘陵南側の頂部に配置された本丸から、二ノ丸・三ノ丸と段下がりにつながる^{れんかくしき}連郭式の縄張を呈している。



盛岡城の位置と縄張



城内（内曲輪）の建物配置復元図（江戸時代後期）
 ※盛岡市・盛岡市教育委員会「盛岡城」（1998）発行を編集

Ⅲ. 史跡指定等の経過

1. 史跡指定に至る経緯

(1) 明治維新と盛岡城

盛岡藩が戊辰戦争に敗北した結果、盛岡城は明治政府の直轄地となった。第16代藩主南部利恭は、明治2年(1869)に盛岡藩の藩知事となるが、明治3年(1870)全国に先駆けて廃藩置県を願い出て、明治政府により盛岡県が設置された。

盛岡城は、明治7年(1874)3月に城内の建物が一般入札により払下げられ、城内建物や樹木の大半が撤去された。

(2) 櫻山神社の遷座

櫻山神社は寛延2年(1749)第8代藩主南部利^{としみ}視が、初代藩主南部信直の功績を称え社殿を建立したのが始まりとされる。

盛岡城の廃城に伴い、明治4年(1871)に加賀野^{みょうせんじ}妙泉寺に、さらに明治10年(1877)に南部家菩提所の麓に遷座し、明治32年(1899)3度目の遷座により現在地に鎮座した。

(3) 岩手公園の開園

明治23年(1890)に城跡地を南部家が国から縁故払い下げを受け、明治36年(1903)から岩手県が公園整備計画に着手、長岡安平^{ながおかやすへい}の設計により明治39年9月15日に岩手公園として開園した。

2. 史跡指定

(1) 史跡指定に至る経過

昭和10年(1935)、盛岡市長より文部大臣あてに史跡指定の申請がなされ、昭和12年(1937)史跡指定の告示がなされた。

(2) 史跡指定範囲と説明

- ① 指定範囲 盛岡市内丸57番1～5号, 7号, 30～36, 38・39・42・45～55, 57～126, 320
- ② 指定面積 (実測面積): 84,092.04 m²
- ③ 指定理由 城郭の建物は残存していないが、堀と石垣、土塁が今なお良い状態で残っており、かつての規模をうかがい知ることができる。

3. 史跡指定後の経過

(1) 各種整備事業等

昭和31年(1956)	5月14日 岩手公園の都市計画決定及び事業決定(面積9.7ha) 10月15日 「一般公園」として開設(面積8.7ha)
昭和59年(1984)	石垣解体と発掘調査を開始 第1期:腰曲輪・淡路丸 昭和59～平成2年度 第2期:二ノ丸・本丸 平成3～19年度
昭和60年(1985)	石垣解体修理に伴う周辺整備(～平成2年度) 三ノ丸西側石垣において石垣移動量調査を開始(～平成10年度)
昭和63年(1988)	都市計画道路「下ノ橋更ノ沢線」改良工事に伴い、彦御蔵の曳き屋による移設 (平成元年2月～3月)
平成9年(1997)	城下もりおか400年記念事業実施 周辺道路の都市計画決定に合わせ、都市計画区域を変更(面積9.9ha)
平成11年(1999)	石垣変位調査開始
平成18年(2006)	岩手公園開園100周年、愛称を「盛岡城跡公園」と決定 「日本100名城」に選定される
平成23年(2011)	7月1日もりおか歴史文化館開館

(2) 現状変更等(整備事業以外)

昭和21年(1946)	岩手県引揚者連盟盛岡支部が、「盛岡更正市場組合」(組合員105名)を設立し、 櫻山神社参道地区に店舗を構える
昭和26年(1951)	都市計画道路中ノ橋大通線建設工事に伴い「亀ヶ池と鶴ヶ池の埋立工事」着工、 亀ヶ池畔の一部店舗を移設
昭和29年(1954)	都市計画道路中ノ橋大通線開通 亀ヶ池の栈橋上と下曲輪(櫻山神社参道地区)西側に亀ヶ池周辺の店舗を移設
昭和34年(1959)	盛岡更正市場協同組合理事長及び櫻山神社宮司より提出の、桜山・亀ヶ池商店街 市街地整備(商店街店舗新築と道路拡幅整備)の史跡現状変更申請書について許 可される
昭和38年(1963)	参道地区の店舗付き住宅の建設が進み、現在に至る
昭和45年(1970)	亀ヶ池栈橋店舗8棟の撤去、歩道の整備

IV. 史跡の現状と課題

1. 史跡指定範囲の現況

(1) 指定範囲

盛岡城跡のうち、史跡に指定されている区域は内曲輪の部分（西辺部を除く）である。重臣屋敷の存在した外曲輪、城下の大半を包括する遠曲輪は史跡指定地外である。

(2) 地形及び遺構の改変

史跡の中には、本丸・二ノ丸・三ノ丸・腰曲輪・榊山稻荷曲輪などの曲輪を構成する石垣が良好に残っており、史跡盛岡城跡及び盛岡城跡公園（岩手公園）の最大の特徴となっているが、明治期の公園整備や戦後の商店街建設等により、地形や遺構の一部が改変を受けている。

2. 地積と土地利用状況

(1) 土地利用状況

史跡内の大部分は市有地となっている。これは昭和9年（1934）に盛岡市が南部家から土地を買収し、現在に至っている。

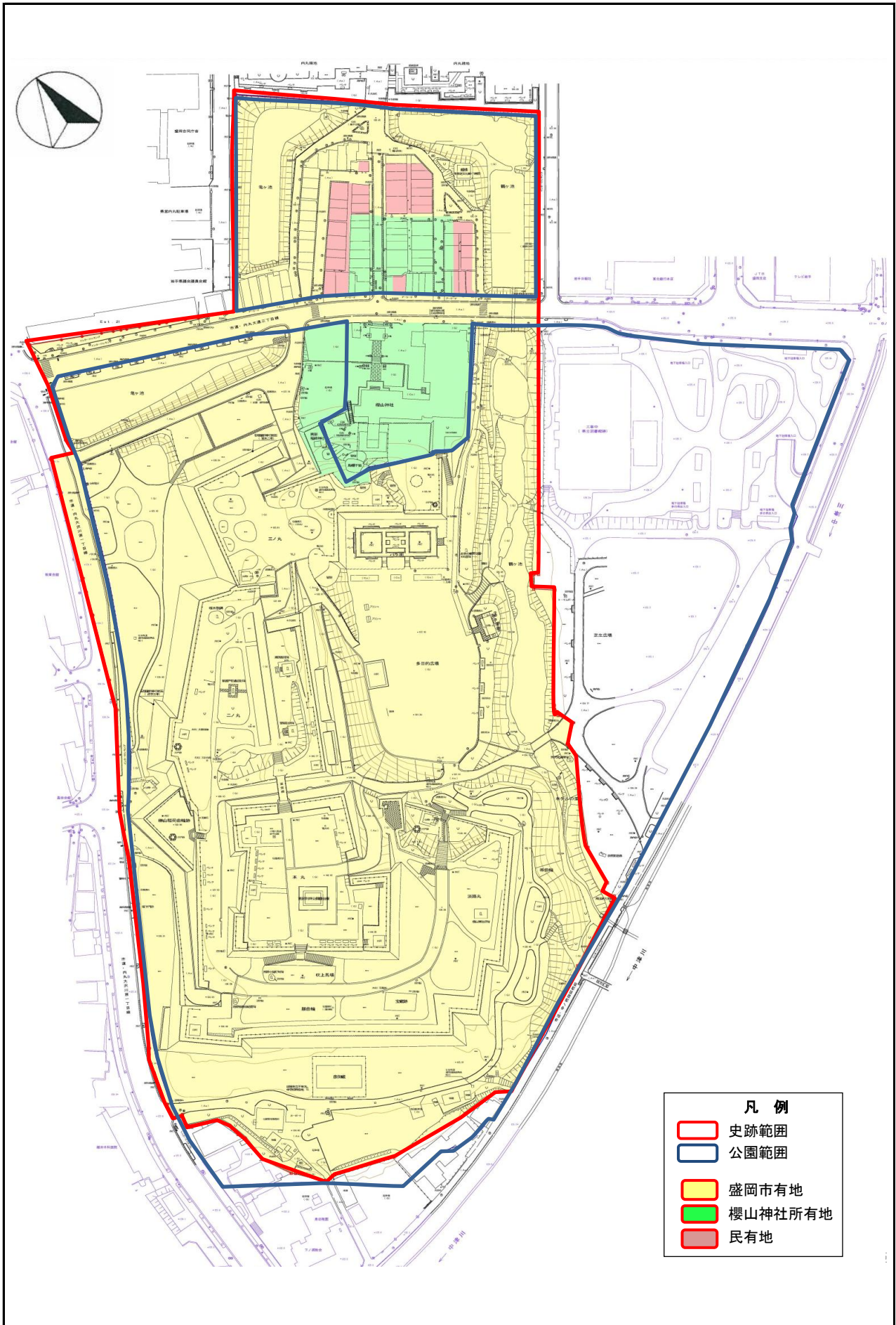
参道地区の神社所有地及び民有地（約5,500平方メートル）については、明治32年に櫻山神社が現在地に遷座したこと、戦後に海外引揚者が生活の場を求めて店舗を構えたことに起因するものである。

表 所有者別面積

所 有	面積 (㎡)	比 率	筆 数	備 考
盛岡市	76,518.17	90.99%	14 筆	・昭和9年に南部家より盛岡市が購入 ・下曲輪の一部が昭和21年から亀ヶ池通商業協同組合、亀ヶ池住宅建設組合および個人等に貸付されている
櫻山神社	6,186.58	7.36%	37 筆	・明治32年に櫻山神社が現在地に遷座 ・昭和21年に海外引揚者の店舗用地として承諾し、現在に至る
民有地	1,387.29	1.65%	50 筆	・昭和23年以降、南部家所有地が売買され現在に至る
計	84,092.04	100.00%	101 筆	

表 土地利用形態別面積

地 目	面積 (㎡)	比 率	備 考
公園用地	69,778.18	82.98%	
道 路	2,530.50	3.01%	・都市計画道路の一部ほか
宅地・店舗	7,136.32	8.49%	
境内地	4,647.04	5.52%	
計	84,092.04	100.00%	



所有者区分図

3. 現況調査

(1) 現況測量調査（史跡境界・地籍測量・植栽調査）

保存管理計画の基礎資料とするため、平成 21 年度に現況測量調査を実施し、現況図を作製した。

(2) 商店街利用形態調査

土地・建物の所有者・占有者・実際の使用者を対象に、土地所有（占有）に至った時期・経緯、土地・建物の賃貸の有無と賃貸契約者、建物の改修の有無、組合への加入の有無、今後の経営の見通し等について、電話及び直接聞き取りにより聴取した。

(3) 櫻山神社参道地区地質調査（サウンディング調査）

平成 22 年 10 月、櫻山神社参道地区において、現状変更の基準（建物の改築基準等）を検討するため、地盤の強度（地耐力）がどの程度確保されているか、地区内の道路 11 箇所を対象にスウェーデン式サウンディング調査をおこなった。

4. 活用の状況

盛岡城跡公園（岩手公園）内では、盛岡さくらまつり、もりおか環境緑化まつり、もりおか雪あかり、いしがきミュージックフェスティバル等がおこなわれるなど、市民や観光客の交流の場であるとともに、四季を通じて市民の憩いの場となっている。

5. 史跡周辺の社会基盤

- 史跡指定地の大半が総合公園岩手公園（愛称：盛岡城跡公園）の区域に含まれ、一部東側の芝生広場は史跡指定地外となっている。
- 史跡周辺は、明治時代以降から県庁・市役所・岩手郡役所等が建つ行政の中心地区で、昭和 32 年（1957）、全国第一号として官公庁一団地に指定され、行政機能が集約されている。
- 史跡の北東側には、宮古市方面からの国道 106 号のほか、岩泉町に向かう国道 455 号が史跡の北側を東西に通っている。また、下曲輪を分断する形で都市計画道路中ノ橋大通線、史跡西側には都市計画道路下ノ橋更ノ沢線が通っている。
- 公園内の史跡隣接地（芝生広場）には、旧県立図書館を再整備した「もりおか歴史文化館」が立地しているほか、昭和 2 年（1927）に建設された県公会堂のほか、県民会館、教育会館等の文化施設が立地している。

6. 課題

史跡盛岡城跡においては、史跡指定以降の経過や、平成 21 年度に実施した現況調査結果等から、以下のような課題が明らかとなった。

(1) 歴史環境の保全

- ①遺構の保全と公園利用者の安全確保の観点から、石垣の孕みが認められる箇所について、計画的な修復を実施する必要がある。
- ②石垣に樹木が生育しており、孕みの原因となっているほか、周囲からの眺望を阻害しているため、樹木の維持・管理方法を定める必要がある。
- ③部分的に残存している土塁の地形が、地震等により一部でひび割れが発生していることから、遺構を保全するための維持管理方法を定める必要がある。
- ④堀跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）の水質管理について、環境保全のための対策を講じる必要がある。

(2) 整備・活用

- ①近世城郭遺跡としての保存整備内容と、明治以来の歴史ある都市公園として長岡安平の設計内容の調整を図る必要がある。
- ②史跡として積極的に整備活用を図る範囲と、遺構の保全を図りながら都市公園機能を維持する範囲、また、それらを包括した整備をおこなう範囲を明確にする必要がある。
- ③文学作品に表れた盛岡城跡・岩手公園の情景や風趣を偲ぶことができるよう景観の保全や整備に努める必要がある。
- ④中心市街地に位置する盛岡の代表的な商業・観光資源として、歴史的風致とにぎわいの共存を図っていく必要がある。
- ⑤多くの市民が訪れる公園として、利活用に必要な施設の整備や、植栽のありかたについて、歴史的景観との調整を図る必要がある。

(3) 櫻山神社参道地区の将来像

- ①櫻山神社参道地区商店街のまちづくりについて、地域住民との合意形成を踏まえた上で進めていく必要がある。
- ②櫻山神社参道地区の建築物については、昭和 30 年代後半に建築されたものが多く、老朽化が進行しているため、生活者及び利用者の安全確保の観点から、具体的な対応方針を示す必要がある。

V. 関係法令・諸計画

1. 各種法的規制

(1) 法令

本史跡地内においては、文化財保護法、都市計画法及び都市公園法、建築基準法、消防法等の法的規制がある。

(2) 条例

本史跡に関連する条例としては、盛岡市都市公園条例、盛岡市屋外広告物条例、盛岡市景観条例がある。

2. 関連する諸計画

本史跡に係る盛岡市の諸計画は、本市の上位計画にあたる盛岡市総合計画のほか、関連するものとして、都市計画マスタープラン、お城を中心としたまちづくり計画、中心市街地活性化計画、盛岡市歴史文化基本構想及び歴史文化保存活用計画等がある。

VI. 保存・管理の方針と基準

1. 保存管理の基本方針

(1) 史跡盛岡城跡の価値

史跡盛岡城跡の価値は、築城以前から現在に至るまで、各時代の要請に応えた主要な施設・場として変遷しながらも、城跡としての特徴を踏襲した良好な景観を形成していることがうかがえる。

(2) 保存管理の基本的な考え

- ① 史跡整備と公園整備の両立を図る。近世城郭として重要な部分の保存整備をおこなうとともに、明治以来の歴史ある都市公園として長岡安平の設計を保全しながら、さらに利用しやすい公園としての整備を推進する。
- ② 史跡として積極的に整備活用を図る範囲と、遺構の保全を図りながら都市公園機能を維持する範囲、また、それらを包括した整備をおこなう範囲を明確にする。
- ③ 石川啄木や宮沢賢治等の文学に表れた盛岡城跡・岩手公園の情景や風趣を偲ぶことができるよう景観の保全や整備に努める。
- ④ 中心市街地に位置する盛岡の代表的な商業・観光資源として、歴史的風致とにぎわいの共存を図っていく。
- ⑤ 参道地区商店街のまちづくりについて、地域住民との合意形成を踏まえた上で進めていく。

(3) 現状変更に関する基本的な考え

- ① 史跡盛岡城跡の構成要素（遺構の内容と史跡の現状）を考慮し、それに相応しい保存管理区分を設定する。
- ② 保存管理の基本的な考えをもとに、指定地内のあらゆる現状変更に対応できる取扱方針を策定する。
- ③ 史跡内の住民・関係者をはじめ、広く市民の理解と協力を得ながら、取扱方針を策定する。

2. 保存管理地区区分

(1) 基本方針

- ① 指定地の中を遺構の重要性や都市公園の利用形態を考慮し、4地区に区分するものとする。
- ② 近世城郭としての歴史性だけでなく、長岡安平により設計された明治期の公園整備についての歴史性も重視する。
- ③ 地形が改変されている地区であっても、将来にわたって城郭の一部として、当時の遺構を想起させるような整備をおこなう。
- ④ 櫻山神社前に所在する商店街については、かつては盛岡城の下曲輪であり、明治期には櫻

山神社の境内地であったという歴史性と、戦後から継続されている商店街としての生活実態を有しているほか、中心市街地の観光資源としての一翼を担っている地区であるという実態を考慮した管理基準を設ける。

(2) 地区区分

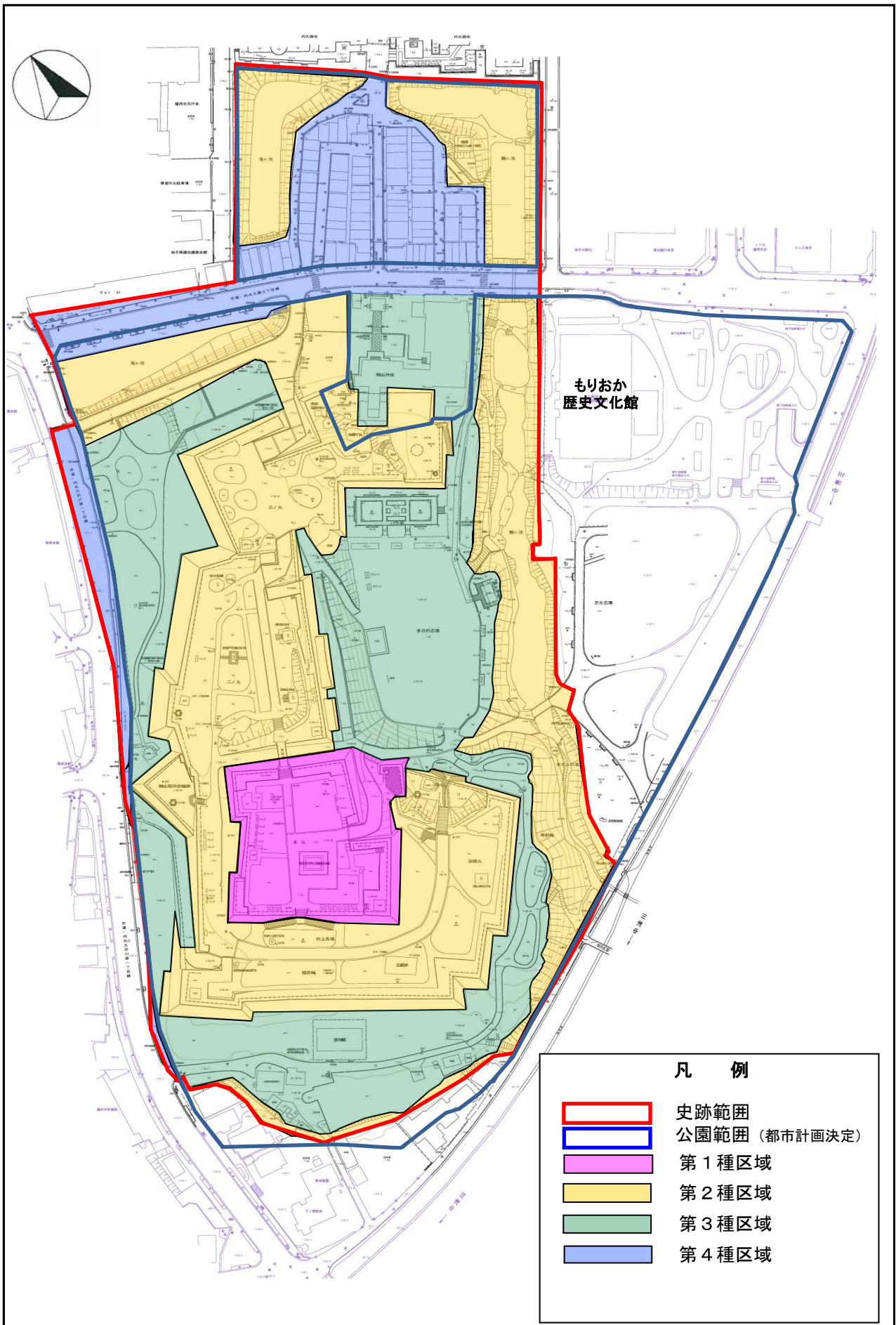
地 区	範 囲
第1種地区	本丸全域と本丸御末門に登る坂道
第2種地区	二ノ丸，三ノ丸，榊山稻荷曲輪，腰曲輪，鳩門周辺，土塁，内堀（盛土部分の店舗建築範囲，都市計画道路部分を除く）
第3種地区	城の中心部をとりまく御台所（多目的広場），三ノ丸北側平坦地，櫻山神社境内，吹上門西側から榊山稻荷曲輪西側を経て三ノ丸西側にいたる平坦地，腰曲輪南側から東側にかけての平坦地
第4種地区	下曲輪内部（櫻山神社参道地区），内堀の一部（盛土部分の店舗建築範囲），都市計画道路中ノ橋大通線及び下ノ橋更ノ沢線の一部

3. 現状変更の取扱方針及び基準

(1) 基本方針

本質的価値を構成する城郭遺構に対して影響を与える行為については認めないことを前提とし、保存管理基準の基本方針について下記のとおりとする。

- ① 史跡の保存整備をはじめ，利用者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更に対応できる許可基準を定める。
- ② 現状変更をおこなう場合は，周囲の景観に配慮する。
- ③ 現状変更を許可する場合は，遺構面を保存すること等の条件を付すとともに，事前に発掘（遺構確認）調査及び立会調査を実施することとする。
- ④ 史跡指定地外（隣接地）に所在する埋蔵文化財包蔵地については，他の埋蔵文化財包蔵地と同様の措置（発掘調査等）を実施するものとし，重要な遺構が確認された場合は現状保存等の措置も検討する。



史跡盛岡城跡保存管理地区区分図

表 現状変更許可基準

地区	説 明
第 1 種 地 区	<p>原則として、史跡の整備・活用以外の現状変更は認めない。ただし、既存の公園施設をはじめとする工作物の修繕及び樹木等伐採については、協議の上現状変更の可否を判断する。</p>
第 2 種 地 区	<p>史跡整備・活用に関係する現状変更のほか、石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽以外は認めない。</p> <p>なお、公園管理施設の新設及び改築については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。</p>
第 3 種 地 区	<p>史跡整備・活用に関連する現状変更のほか、地形の改変及び石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での公園施設の新設以外は認めない。</p> <p>なお、既存の宗教施設や公園施設の改修については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。</p>
第 4 種 地 区	<p>史跡整備・活用についての現状変更のほか、遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での工作物及び公園施設の新設について現状変更を許可するものとする。</p> <p>既存建築物等の改修・修繕等、建物の維持のために必要な措置については、行為の内容や必要性に応じて判断するものとする。</p> <p>既存道路（都市計画道路）については、現状維持を図るための修繕等について、現状変更を許可するものとする。</p> <p>店舗等の改築については、今後、諸課題に取り組みつつ、地元関係者等と将来のまちづくりの方向性について協議し、それに即した基準（建築等が可能な範囲・規模・建築意匠等）を定める。</p>

4. 維持管理

(1) 地区ごとの保存管理方法

保 存 管 理 方 法	
第1種地区	①石垣等の遺構の保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。 ②樹木、植物については、必要に応じて伐採等の措置をとる。 ③公園施設の修繕等については、歴史的な景観への影響を最小限度に留める。 ④遺構の保存に影響を及ぼす工作物等については、移設等も視野に入れる。 ⑤発掘調査により遺構が確認された場合は、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。
第2種地区	①石垣等の遺構の保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。 ②現存する堀については法面の現状維持を図るとともに、水質浄化を推進する。 ③現存する土塁の現状地形を保存する。 ④樹木、植物については、必要に応じて伐採等の措置をとる。 ⑤公園施設の修繕等については、歴史的な景観への影響を最小限度に留める。 ⑥遺構の保存に影響を及ぼす工作物等については、移設等も視野に入れる。 ⑦発掘調査により遺構が確認された場合は、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。
第3種地区	①現存する地形の保全を図る。 ②公園施設の修繕等については、歴史的な景観への影響を最小限度に留める。 ③樹木、工作物等については、必要に応じて伐採、移設等も視野に入れ、史跡の保全に努める。 ④発掘調査により遺構が確認された場合は、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。
第4種地区	①道路（都市計画道路）や既設の埋設管等については、それぞれの管理者が必要な維持管理をおこなうものとする。 ②櫻山神社参道地区内の既存建物の維持等については、史跡・公園区域との共存共栄が図られるよう、地元関係者等との協議を踏まえて計画するものとする。

5. 土地公有化の方針

史跡指定地の大半は、昭和9年（1934）12月1日岩手県より岩手公園の管理移管を受けた盛岡市が南部家より用地を買収しており、既に市有地となっているが、櫻山神社参道地区については市有地、櫻山神社所有地、民有地が混在している。当該地については、商業機能との共存共栄を図りつつ、史跡を適切に保存・整備・活用をおこなうための公有化について、今後のまちづくりの方向性を踏まえて検討するものとする。

6. 追加指定の方針

史跡指定地については、内曲輪の大部分が範囲となっているが、内曲輪内にありながら史跡指定範囲外となっている西側の内堀に相当する（史跡範囲西側）旧北上川河道までの範囲、史跡南側（米内蔵南側）の内堀までの範囲について、追加指定に必要な条件整備（資料調査等）をおこなうものとする。その他、盛岡城（総構え）の範囲内で重要な遺構（遺物）が発見された場合は、その保存を前提に、追加指定までを視野に入れた検討・協議をおこなう。

Ⅶ. 整備・活用の方針

1. 基本方針

盛岡城跡の整備・活用方針については、今後、整備基本構想・整備基本計画等において具体的な検討をおこなっていく。本保存管理計画においては、基本的な考え方および方向性を指針として示しておく。

(1) 整備・活用の基本的な考え方

①歴史遺産としての整備・活用

- ・史跡の価値についての理解を深めてもらうための整備・活用をおこなう。

②都市公園としての整備・活用

- ・中心市街地の憩いの場として、緑に親しむことのできる公園としての整備を図る。

③地域資源としての整備・活用

- ・地域づくりや歴史を学ぶ場としての保存と整備を図る。
- ・地域の商業・観光資源を活かすことのできる整備を推進する。

(2) 整備の方向性

①第1種地区

―回遊性・利便性との調整を図りつつ、史跡の中核としての整備を推進する地区―

本丸跡に相当する史跡の中核地区である。公園としての利便性や回遊性との調整を図りつつ、櫓等本丸を構成した遺構の調査研究と整備を推進していく地区とする。

②第2種地区

―既存の工作物との調整を図りつつ、史跡整備と都市公園整備の両立を図る地区―

盛岡城跡を構成する主要な曲輪である二ノ丸、三ノ丸、腰曲輪、内堀を中心とした地区である。明治時代の公園整備により一部改変を受けているものの、なお、遺構がよく残されている。土塁、枡形、石垣、門など城郭としての重要な遺構の整備をおこないながら、公園としての風致と利便性の向上を図る地区とする。

③第3種地区

―公園としての機能を有効に活用しつつ、部分的に史跡整備を実施する地区―

城の中心部である第1種地区、第2種地区をとりまく御台所地区および平坦地である。土塁、枡形などの遺構の残存状況は良くないが、発掘調査により坂下門等の遺構が発見されている。公園としての機能を活用しつつ、御台所西側の法面の保存や枡形等の重要遺構の整備を部分的におこなう地区とする。

④第4種地区

一盛岡城下曲輪としての歴史性，商業機能を持つ地区としての位置付けを並存させつつ，安心・安全のまちづくりの観点もふまえ，長期的に整備を検討する地区一

商店街や道路など，現在，史跡・公園以外の利用が成されている地区である。盛岡城下曲輪としての歴史性と，観光・地域資源としての位置付けを踏まえつつ，商業機能との共存共栄のありかたについて，関係者と協議をおこないながら，本市全体のまちづくりの中で長期的に整備を検討していく地区とするため，当計画書においては方向性のみの提示に留める。

Ⅷ. 史跡の管理体制と計画の推進

1. 基本的な考え方

史跡指定地の管理については、管理団体である盛岡市が本計画に基づきをおこなうものとする。

2. 実施及び管理体制

- ①史跡の保存管理は、管理団体である盛岡市がおこなう。なお、実施にあたっては、関係者との必要な連絡調整をおこなうとともに、各種関連法令等との調整を図るものとする。
- ②土地所有者が現状変更をおこなう場合は、管理団体である盛岡市と必要な協議・調整を経た上で、現状変更申請をおこなうものとする。
- ③災害時の復旧については、史跡を構成する主要な要素に対して、盛岡市が主体となっておこなうものとする。
- ④史跡・公園等の整備を実施する場合は、国・県の指導・協議・協力の下、盛岡市が主体となっておこなうものとする。
- ⑤史跡範囲内にある建築物や工作物に関する維持・管理については、必要に応じて史跡管理団体である盛岡市と協議の上、所有者・管理者が主体となっておこなうものとする。

3. 今後の取り組み

本計画策定後、整備事業を推進しながら、以下の事項についても取り組んでいくものとする。

(1) 各種調査の実施

- ①史跡地内の大半で未実施の遺構の規模、構造等を把握するための発掘調査を実施する。
- ②史跡地内及び周辺の歴史的変遷を把握するため、文献史料調査を実施する。

(2) 明治期以降の公園整備内容との調整

- ①長岡安平による公園整備の意匠を保存する範囲と管理内容の検討を進める
- ②明治期以降に設置されたモニュメント・顕彰碑等と史跡整備との調整をおこなう。

(3) 公園施設整備内容との調整

- ①園路やベンチ・トイレ・電柱、照明灯等の維持・修繕、維持管理施設の設置等
- ②城郭遺構・地形を損なわない範囲でのバリアフリー対応
- ③移設された彦御蔵の公開・活用の方策

また、整備・活用事業と併せ、以下の内容についても取り組むものとする。

(1) 市有財産の管理

- 適切な市有財産の管理をおこなう。

(2) 櫻山神社参道地区の将来像

- 地元関係者と協議を進めながら、将来のまちづくりの方向性を定める。